



平成23年1月17日

各 位

会 社 名 株式会社 銚 子 丸
代表者名 代表取締役社長 堀地 速男
(J A S D A Q ・ コード 3 0 7 5)
問合せ先 執行役員管理部長 大塚 健一
電話 0 4 3 - 3 5 0 - 1 2 6 6

ノロウイルスによる食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、弊社の店舗である「すし銚子丸 北浦和店」において、平成23年1月8日に同店にて販売したお持ち帰り商品を喫食されたお客様に食中毒事故が発生いたしました。

所轄であるさいたま市保健所の検査の結果、お客様並びに当社従業員の検便からノロウイルスが検出され、さいたま市保健所は同店舗で感染されたものと判断されました。これを受け、同店舗は平成23年1月15日付にて、さいたま市保健所より食品衛生法第6条により平成23年1月17日まで3日間の営業停止を命じられました。

発症されたお客様には多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。また、同店舗をご利用いただいている他のお客様や関係者の皆様にも多大なご迷惑をお掛けし、重ねてお詫び申し上げます。

弊社は、日頃より衛生管理面での安全性を確保するために、社内体制及び社員教育を徹底してまいりましたが、今回このような事故を発生させてしまいお客様の信頼を裏切ることになり、重ねてお詫び申し上げるとともに、この事態を厳粛に受け止め再発防止・安全強化を図り、一層の衛生管理体制に努力してまいり所存であります。

今後とも変わらぬご支援を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

同店舗における営業停止処分3日間(平成23年1月15(土)～平成23年1月17日(月))による業績に与える影響は軽微と考えておりますが、改めて開示が必要な場合には、別途速やかにお知らせいたします。

以 上